

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令について（概要）

1 制定理由

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）及び国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 158 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 失業者の退職手当支給規則第 6 条の 2 に規定する特定退職者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者）の範囲の一部変更

- ・ 今般の法令改正による早期退職募集制度の導入及び勧奨退職の廃止等を踏まえ、「定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者」、「勤務していた官署又は事務所の移転により、通勤することが困難となったため退職した者」及び「その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者」を失業者の退職手当支給規則第 6 条の 2 の各号列記から削除し、「法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する者」、「法第 8 条の 2 第 5 項に規定する認定を受けて同条第 8 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者」及び「施行令第 3 条各号（第 1 号及び第 2 号を除く。）に掲げる者」を新たに同条に掲げる。

(2) その他の規定の整備（条ずれ及び「各省各庁の長等」の定義変更）

3 施行期日

施行期日は、平成 25 年 11 月 1 日（なお、上記のうち（2）の部分は平成 25 年 6 月 1 日）とする。